

	八 特定農業法人の買換資産に、農業経営基盤強化促進法第27条の3に規定する勧告に係る協議により取得する農用地区域等内にある土地等が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得する資産について適用されます。
(6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(措法65の13、68の84)	適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	-

## 税額の計算に関する改正

### 1 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

この制度は、次に掲げる2つの仕組みから構成されています。

#### イ 増加教育訓練費の税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人(以下「青色申告法人」といいます。)の平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度等を除きます。ロにおいて同じ。)の損金の額に算入される教育訓練費の額(注)が比較教育訓練費の額を超える場合には、その超える部分の金額の25%相当額を法人税額から控除するというものです(措法42の12)。

なお、控除を受ける金額は、当該事業年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

(注) 教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります(以下同じ。)

#### ロ 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告法人である中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等について、上記イの増加教育訓練費の税額控除制度の適用を受けることに代えて、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度の損金の額に算入される教育訓練費の額の総額に一定の税額控除割合を乗じて計算した金額を法人税額から控除するというものです(措法42の12)。

なお、控除を受ける金額は、当該事業年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

これらの制度の概要は、次のとおりです。

#### (1) 増加教育訓練費の税額控除制度

##### イ 適用対象となる教育訓練費の範囲

この制度の適用対象となる教育訓練費とは、法人がその使用人(その法人の役員と特殊の関係のある者及び使用人兼務役員を除きます。)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次のものをいいます(措法42の12二、措令27の12、措規20の5の3～)。

区 分	対 象 と な る 教 育 訓 練 費
法人がその使用人に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの(以下「教育訓練等」といいます。)を自ら行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練等のために講師又は指導者(その法人の役員又は使用人である者を除きます。)に対して支払う報酬、旅費などの費用及び専門的知識を有する者に対して支払う教育訓練等に関する計画又は内容の作成の委託費用</li> <li>教育訓練等のための施設、設備その他の資産の賃借費用及びコンテンツの使用料</li> </ul>
法人から委託を受けた他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)が教育訓練等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用</li> </ul>
法人がその使用人を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの</li> </ul>
法人が教育訓練等の用に供する教科書その	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書等の教材の購入に要する費用又はその製</li> </ul>

<p>他の教材の購入又は製作をした場合  (注) その教材が減価償却資産である場合には、法令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》の規定の適用を受けるものに限ります。また、製作をした場合にあっては、他の者に委託して製作をした場合に限ります。</p>	<p>作のために他の者に支払う費用（その教科書等が～に掲げる場合において使用されるものである場合には、～に定める費用に該当するものを除きます。）</p>
---	--

(注) その法人の役員と特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいいます（措令27の12）。

- 役員 の 親 族
- 役員 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
- 上 記 に 掲 げ る 者 以 外 の 者 で 役 員 か ら 生 計 の 支 援 を 受 け て い る も の
- 上 記 に 掲 げ る 者 と 生 計 を 一 に す る こ れ ら の 者 の 親 族

□ 比較教育訓練費の額

この制度は、その適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）の教育訓練費の額が比較教育訓練費の額を超える場合に適用されます。

比較教育訓練費の額は、次の算式により計算します（措法42の12 三）。

(算式)

$$\text{比較教育訓練費の額} = \frac{\text{適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の教育訓練費の額の合計額}}{\text{適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の数}}$$

(注) 算式の分子の「各事業年度の教育訓練費の額」については、当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額となります。

八 税額控除限度額

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

なお、控除を受ける金額は、適用年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \left( \text{適用年度の教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額} \right) \times \text{税額控除割合 (25\%)}$$

(2) 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除制度

イ 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、青色申告法人である中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等です。

(注) 中小企業者とは、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人（その発行済株式の総数又は出資の金額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人及びその発行済株式の総数又は出資の金額の3分の2以上を大規模法人に所有されている法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます（措法42の4、措令27の4）。

□ 適用対象となる教育訓練費の範囲

この制度の適用対象となる教育訓練費の範囲は、(1)のイと同様です。

八 税額控除限度額

税額控除限度額は、教育訓練費の総額に次の表の教育訓練費増加割合に応じた税額控除割合を乗じて計算した金額です。

なお、控除を受ける金額は、適用年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

教育訓練費増加割合	税 額 控 除 割 合
40%以上	20%
40%未満	(教育訓練費増加割合×0.5)%

(算式)

$$\text{教育訓練費増加割合} = \frac{\text{適用年度の教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}}$$

(注)1 比較教育訓練費の額は、(1)の□に掲げる算式により計算します（措法42の12 三）。

2 税額控除割合に小数点以下3位未満の端数（%表示にあっては、小数点以下の1位未満の端数）があるとき

は、これを切り捨てます。

(3) 適用要件等

上記(1)及び(2)の規定は、確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用されます（措法42の12）。

また、教育訓練等の実施年月日等所定の事項を記載した書類を確定申告書等に添付しなければなりません（措令27の12、措規20の5の3）。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の15の2、措令39の45の2、措規20の29）。

〔適用時期〕

(1) 改正内容の(1)から(3)までの規定は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

(2) 改正内容の(4)の規定は、平成17年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用されます。

2 その他

その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除(措法42の4二、68の9一、措令27の4、39の39三、旧措令27の4四・五、39の39三、改正措令附則16、27)	適用対象となる試験研究費の範囲から次の負担金が除かれました。 イ 沖縄振興特別措置法の特定組合等が中小企業経営革新支援法の承認を受けた経営革新計画に係る負担金として賦課されるもの ロ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の高度化基準の認定を受けた法人が試験研究計画に係る負担金として賦課されるもの	平17.4.1前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。
(2) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の5、68の10、平4大蔵省告示第57号、平17財務省告示第122号)	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(5ページ参照)と同様の改正が行われました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(措法42の7、68の12、旧措法42の7、68の12、旧措令27の7～、39の42～、改正法附則1十九、31、45)	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却(5ページ参照)と同様の改正が行われました。 中小企業事業活動促進法の経営革新事業を行う中小企業者について、資本金等の制限がされないこととなりました。	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日(平17.4.13)以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除(措法42の10、68の14、旧措法42の10、68の14、改正法附則1十九、32、46)	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却(6ページ参照)と同様の改正が行われました。	(3)の適用時期等と同じとなります。
(5) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法が廃止され、中小企業経営革新支援法が中小企業新事業活動促進法に改正されたことに伴い、次のとおり制度が改組されま	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日(平

( 措法68の2、68の109、措規22の20、22の80、旧措法68の2、68の109、旧措令39の34の2、39の128、旧措規22の20二、四、22の80二、四、改正法附則1十九、43、54 )	した。		17.4.13)以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用対象法人</th> <th>適用事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する同族会社</td> <td>設立後10年以内の各事業年度</td> </tr> <tr> <td>ロ 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記イの中小企業者に該当する同族会社</td> <td>承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度</td> </tr> </tbody> </table>		適用対象法人	適用事業年度	イ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する同族会社	設立後10年以内の各事業年度	ロ 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記イの中小企業者に該当する同族会社
適用対象法人	適用事業年度							
イ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する同族会社	設立後10年以内の各事業年度							
ロ 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記イの中小企業者に該当する同族会社	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度							

## そ の 他 の 改 正

### 1 組合事業に係る損失がある場合の課税の特例制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

法人が特定組合員に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等一定の場合に該当するときは、その法人のその事業年度の組合損失額のうちその法人のその組合事業に係る出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額に相当する金額（一定の場合には、その組合損失額に相当する金額の全額）は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないという制度が創設されました。（措法67の12）

この制度の概要は次のとおりです。

#### (1) 適用対象法人

この制度の適用対象となる法人は、特定組合員に該当する法人です。

特定組合員とは、組合契約に係る組合員のうち、次に掲げる組合員以外のものをいいます（措法67の12、措令39の31）

イ 組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務（重要業務）の執行の決定に関与し、かつ、これらの重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員（組合員になって以後一度でも重要業務の執行の決定に関与しなかった又はその重要業務の重要な部分を執行しなかった組合員等を除きます。）

ロ 一定の組合員のすべてが組合契約が効力を生ずる時等から組合契約に定める計算期間で既に終了したもののうち最も新しいものの終了の時まで組合事業と同種の事業（その組合事業を除きます。）を主要な事業として営んでいる場合におけるこれらの組合員

(注) 組合契約とは、次のものをいいます（措法67の12 一・二、措令39の31）

イ 民法第667条第1項に規定する組合契約

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約

ハ 外国における上記イ又はロに類する契約（外国における有限責任事業組合契約に類する契約を含みます。）

ニ 匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含みます。）及び外国におけるこれに類する契約

#### (2) 適用対象とされる場合

この制度の適用対象とされる、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等一定の場合とは、次に掲げる場合をいいます（措法67の12、措令39の31、措規22の18の2～）

<p>組合債務（組合事業に係る債務をいいます。以下同じ。）の額のうち占める責任限定特約債務の額の割合、組合事業の形態、組合財産の種類、組合債務の弁済に関する契約の内容その他の状況からみて、組合債務を弁済する責任が実質的に組合財産となるべき資産に限定され、又はその価額が限度とされていると認められる場合</p> <p>(注) 責任限定特約債務とは、組合債務のいずれかにつきその弁済の責任が、特定の組合財産に限定されている場合、組合財産の価額が限度とされている場合その他これらに類する場合におけるその組合債務をいいます。</p>
--

<p>組合事業について損失が生じた場合にこれを補てんすることを約し、又は一定額の収益が得られなかった場合にこれを補てんすることを約する契約その他これに類する契約（以下「損失補てん等契約」といいます。）が締結され、かつ、その損失補てん等契約が履行される場合には、その組合事業による累積</p>
---